

速報・「一定の特別目的会社の開示に関する適用基準」(草案公表)

株式会社エスネットワークス 投資銀行事業本部
リサーチグループ グループマネジャー
公認会計士 高桑 昌也

特別目的会社(SPC)の開示については、現在まで明確な基準が存在しなかったが、今般ASBより「一定の特別目的会社の開示に関する適用基準」(公開草案)が公表された(コメント募集期限:2007年2月26日)。

現状子会社に含まれていないSPCを保有している事業会社(特に不動産ファンド等)・金融機関については、開示の対象となるSPCにつき洗い出しが必要であろう。以下に概要を示す。

0. 本基準の趣旨

SPCについて、一定の要件^{*1}を満たすものについては、子会社に該当しないものと推定され、連結の範囲に加えられない。

この取り扱いについては変更は無いが、近年SPCの数が増加・多様化^{*2}しており、決算書上開示されないことは、投資家のミスリードを生む虞がありうる。また国際的には、SPCの連結の議論が発生している。

それゆえ、本基準が制定され、SPCの概要等につき一定の開示(注記)を行う、という形で手当てがなされることとなった。

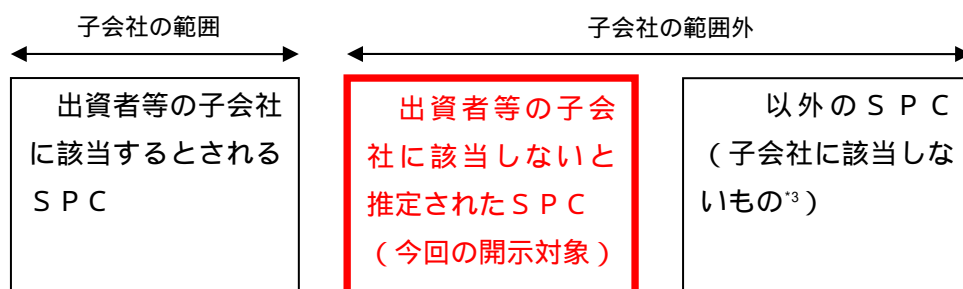
^{*1} 「適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を、SPCが発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、SPCの事業がその目的に従い適切に遂行されている場合」には、SPCの出資者及び資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定される。

詳しくは、企業会計審議会「子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三 「特別目的会社の取扱い」」参照。

^{*2} 不動産流動化スキームの器として利用されるものを始め、投資スキームの器(投資事業組合、匿名組合)、ケイマンSPCなど、多岐に渡る。

1. 開示の対象となるSPC

開示の対象となるSPCは、「出資者等の子会社に該当しないものと推定されたSPC」であり、次の に該当する。



³ とはエクイティ出資比率が小さいなど、そもそも子会社の定義にあてはまらないSPCが該当すると思料される。

2. 主な開示項目

主な開示項目は以下のとおりである。⁴

- SPCとの取引状況（資産の種類、取引形態、将来の損失負担の可能性等）
- 取引の目的
- SPCの数
- 法形態（例：商法上の匿名組合等）
- 会社との関係（議決権割合、役員兼任状況）
- 当期の取引金額（資産の譲渡額等）
- 損益金額（譲渡損益、分配損益等）
- 取引の期末残高（債権債務、保証金額等）
- SPCの直近の財政状態

⁴ ただし、連結範囲の判定と同じく、SPCについても、重要性が乏しいものは開示を省略することが可能。

3. 適用年度

2007年（平成19年）4月1日以後開始会計年度から適用される。

（3月決算であれば、2008年3月期。8月決算であれば、2008年8月期。1月決算であれば、2009年1月期からそれぞれ適用。なお、早期適用も可能とされている）

また、会計基準（案）・適用指針（案）については、ASBJのウェブサイト

http://www.asb.or.jp/html/documents/exposure_draft/spe-kaiji/spe-kaiji.php

を参照のこと。

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は株式会社エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

4. インプリケーション

- 現状子会社に含まれていないSPCを保有している事業会社(特に不動産ファンド等)・金融機関については、開示の対象となるSPCにつき洗い出しが必要であろう。
- 非連結扱いとなっているSPCについては、一旦注記にて開示という策が採用された。しかし国際的な議論の流れもあり、連結すべきか否かという議論は、会計コンバージェンスの問題もあり、今後ますます高まるものと想定される。

以上

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。
記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は株式会社エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。